

長屋王家の米支給関係木簡

勝浦令子

はじめに

長屋王家木簡は、皇族の宮の家政機関における各種の文書・物品の送り状に関する文書木簡、米支給伝票・官人の考課木簡や画指の木簡など個人名を記すものなどの記録木簡、荷札・付札木簡、その他など、家政運営に使用された「家」出土の木簡の史料群である。

この史料群を分析して、特に三位相当のⅠ系統と二品相当のⅡ系統の家政機関の本主をめぐり、家政機関継承の有無を含む論争が展開された。また宮経営の実態として所や司などの様々な部署組織の存在が明確となり、経済面として、封戸や御田・御蔭・氷室などの所領からの物資供給や、西店などの交易の実態、そして家における僧尼の存在や写経事業など宗教関係の実態が明らかになった。

所謂「米支給伝票」は長屋王家木簡の「家」作成木簡の中でも、量的に最も多いものである。その分析を通じて、特に邸宅内の日常構成員や部署などが明らかにされてきている。この「米支給伝票」に

一 「米支給伝票」

この長屋王家木簡の分類は様々な角度から試みられているが、この木簡群を「家」出土の木簡とした時、「家」作成木簡と「家」とは第三者関係にある機関からの来簡にわけることができる。このう

については、すでに渡辺見宏氏の基礎的な研究がある。⁽¹⁾ 渡辺氏はこれを「食料支給伝票木簡」とし、

(A)被支給者+(B)支給品目・量目+(C)受取人+(D)支給日付+(E)支出責任者の形式を持つものが多く、家政機関内の限られた範囲で作成された木簡であるとしている。そして(A)被支給者と(C)受取人とに一定の対応関係があるとし、被支給者の側から受取人が米を受取りに来ることが多いという。また支給日付の検討からその大半が靈龜二年のものであることを論証した。さらに支給責任者のうち、家令・書吏・小書吏などや、家政機関四等官に準ずる地位の可能性がある石角の署名のあのものは、ほぼ全期間にみられるの対し、支出責任者の大半の少子クラスの場合は、一定期間ごとに交替した可能性を示された。また記載様式や飯と米などの用語の差に注目され、記載者の個性によって記載様式が違うとした。

奈良国立文化財研究所『平城京木簡』(一九九五年)の解説では、米支給伝票の記載内容を次のように分類している。

職名・人名・人数・米の量、「受」+人名・日付、人名(十家政機関職名)

職名・人名は米の支給を受ける者、「受」+人名は米を受取り被支給者まで運ぶ者、最後の人名は米支給の担当者とし、月単位に交替したとする。そしてこの木簡は邸宅内での米の授受に関する木簡であり、毎日一件毎の米支給を一点ずつの木簡に記録し、米の支給は日毎に各部署や各人のもとに運ばれたとする。またこの木簡に孔

をあけて紐でくくつて保管し、月末などの区切りの際に、この綴じられていたⅢ類木簡を集計に利用したとする。

そして奈良国立文化財研究所『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』(一九九五年。以下『正報告書』)では基本型を次のよう

に整理している。

宛先+物品名・数量+「受」(=授)某十月日+人名(出納責任者カ)

これらの研究によつて、「米支給伝票」の特徴と機能に関する大筋の理解は得られているといえる。しかしこの書式に類似する木簡を、すべて「米支給伝票」とだけ単純化して考へてよいものなのかなど、細部において検討すべきことも多くある。また長屋王家以外の二条大路木簡や平城宮出土木簡など、米支給に関する木簡との比較検討も必要である。また集計や帳簿作成について、写経司が家政機関の皇后宮職に提出した「月食帳」や、写経所が作成し造東大寺司に提出した「食口案」など、正倉院文書に残る帳簿類と比較検討することも必要である。そこで改めて「米支給伝票」を再検討しながら、長屋王家における米支給の事務処理法の特徴を考察したい。

ここで幾つかの基礎的な問題を確認しておきたい。まず「米支給伝票」とは何かと、その作成や廃棄の主体に関する問題である。この点に関して次の説がある。

まず渡辺見宏氏は食料支給担当部局に残された食料支給の控えとしている。寺崎保広氏は飯米支給担当官が書き残した支給伝票で最

終的に長屋王家令所に移動したとする。⁽²⁾ そして鶴見泰寿氏は木簡を作成した務所に残された食料支給の控えで、木簡を作成・廃棄した場を、共に務所としている。⁽³⁾ いずれも「米支給伝票」は、食料を支給した側が作成し残した控えであるとの説で一致している。ただし食料といつても、この書式の木簡は基本的には米と塩を中心としている。この他に海藻がみえる。

〔史料1〕長屋王家木簡の塩支給伝票

・佐波分白塩一斗 受日下部

□□

(203)・30・3 019 21—22—11⁽⁴⁾

「米支給伝票」が保管された場合は食料支給の事務を統括する場（おそらく務所）であり、食料支給帳簿作成のために利用され、そして帳簿処理後に一括廃棄されたと考えられる。しかしこの伝票を支給控えとしてだけ固定的に捉えるのではなく、請求・支給の機能、また集計の機能など、石上英一氏⁽⁵⁾や杉本一樹氏⁽⁶⁾が論じられている文書や木簡の多機能や機能変化論との関係で捉えなおして見る必要もある。つまり木簡作成者がいつどの様な場で、どのような機能を持たせつつ作成し使用したのか、またこれに類似する書式の木簡は、支給側の立場だけで作成されたものなのかを含めて、改めて分析する必要がある。

なお（E）は、論者によつて支給担当者と支給責任者など、用語

の使い方に若干の差異がみられる。ここでは米や塩の支給を統括する責任を持つものを支給責任者としたい。すなわち支給責任者は家令等の家政機関責任者であったと考へる。これに対して、米を計量して受取人に渡したり、木簡を作成記載する実務を担当した者を支給担当者としたい。この支給担当者は家令等が担当する場合もあつたが、多くは帳内クラスの者が担当したと考へる。

二 請求と支給の関係

1 請求と支給

長屋王家木簡以外の二条大路木簡・平城宮木簡・長岡京木簡にも、米に関する木簡が出土している。長屋王家の「米支給伝票」と類似する書式をもつ伝票は二条大路木簡にみえ、その代表例として「史料2」がある。⁽⁷⁾

〔史料2〕二条大路木簡の米支給伝票の例

・勝廣成八合 充書吏

・廿五日掃守乙麻呂

(95)・(7)・2 081 31—15—14

しかし長屋王家木簡以外では、この「米支給伝票」の出土例に比べて、圧倒的に米請求の文書木簡の出土例が多いことが特徴である。たとえば長岡京の太政官厨家の木簡（長岡京左京三条二坊八町SD 一二〇一B層出土木簡）では請求側が請飯文書木簡を提出し、米の

長屋王家の米支給関係木簡

出納者はこれを利用して整理したと想定されている。⁽⁸⁾

〔史料3〕長岡京の太政官厨家の木簡の代表例（『長岡京木簡』）

a類「請十支給対象者十飯（食）+数量十日付十署名」

- (1) 請書手飯四升十月三日輕間嶋粉
- (2) 考所飯肆升十九月「二」日雅万呂
- (3) 請飯肆升書生料

十月十「五」日安都笠主

34号木簡

b類「請十飯十数量十日付十署名」

請飯四升二月廿三日輕間嶋粉

23号木簡

すなわち被支給者の所属する部署の請求担当者による請飯木簡が支給先に残り、逆に現在の出土例では支給側が作成した支給伝票の類はあまり残っていない。

請求文書を使って、請求・支給承認・支給受取の事務処理が行われる例は紙の文書にもみえる。米でなくかつ家政機関とは第三者関係にある外部機関からの例ではあるが、次の二つの文書に注目してみたい。

○「内侍司牒」（正集四、『大日本古文書』二一四）
内侍司 碜主薪所
薪毫拾束 「受海犬養豊嶋」
治

右物進奉 勅如件故牒

天平八年七月廿九日別君千万

従五位上大宅朝臣諸姉 従八位上志我采女榎本連若子

○「太田広人請紙注文」（続々修三十七ノ九、『大日本古文書』七一四二三）

請紫紙一百五張 加五張

（自署）
天平十一年十二月九日「太田廣人」
（異筆）
「判」大進
（異筆）
奉事秦下麻呂

（紙受使）
物部倉守

いずれも内侍司または北家から皇后宮職内の一部署へ物品を請求した文書である。この請求文書（いずれも正文）に異筆で受取人が記載されている。また内侍司の場合は「治」の字が、北家の例は支給側の皇后宮職大進の判が付けられている。このように本来は請求機能をもつた請求文書に、支給承認と受取人が記載され、これによつて物品の授受が行われている。この文書は最終的に支給側に残り、これら一連の請求・支給を証明する機能をもつたことがわかる。従来の長屋王邸宅内における米支給に関する研究では、支給先で支給者側が作成した「米支給伝票」の存在だけが論じられるだけで、請飯木簡との関係を論じたものはない。そこで、長屋王家ではこの米請求と米支給の関係をどのように木簡で処理していたのかを考えたい。なお長屋王家における「米支給伝票」は、本主クラスへの進上米・使用人等への給料米・その他の用途米の三つに大別できる。この違いにも留意しながら考察したい。

まず左京の邸宅外からの米請求と支給の関係を考察したい。本主クラスへの進上に、食料進上命令木簡が出されている例がある。

〔史料4〕長屋王家木簡の邸宅外からの米などの進上命令木簡

(1) ○大命以符車射□□□□ 酒人□

○洗退給米一斛塩一斗 五月一日少書吏国足

家令 237・27・5 011 21—05—05

(2) ○大命符□□□□御米一斛急

莫□進〔緩カ〕

廿一日□ 211・(8)・3 081 27—04—09

(3) ○移 司所 米无故急々進上又滑海

○ 藻一駄進上急々 附辛男 十五日 家令 家扶 ○

299・32・4 011 21—07—06

いずれもII系統の家政機関からの緊急の進上命令である。⁽⁹⁾なお、これに直接対応するものではないが、邸宅外施設へ充てた米支給伝票として、次の例がある。この木簡もその背後に邸宅外からの請求に関する木簡の存在を想定する必要がある。

〔史料5〕長屋王家木簡の邸宅外充支給伝票

春日宮□進御米一斗 受大嶋 十二月廿八日家令

306・27・3 011 21—16—10

位の下番分の請飯文書木簡が存在する。これらの例は、受取人も記載されており、「矢口司移」を除くと、「米支給伝票」と同じ記載内容を含む点に留意しておきたい。

〔史料6〕長屋王家木簡の矢口司月単位下番分の請求文書木簡

(1) ○矢口司移桑乳母三斗中臣乳母一斗五升。

○受□佐万呂九月下番分伊香三狩 206・15・3 011 27—08—18

(2) ○矢口司移多々女一斗五升 受自 ○

○九月下番分伊香三狩 157・22・2 011 27—08—19

(3) ○殿女一斗五升 自十月□^(分カ)

○伊香三狩 152・24・2 011 27—08—17

次の〔史料7〕は月単位もしくは一定日数分の米と塩の総量が記載された木簡である。

〔史料7〕長屋王家木簡の月単位・日数単位食料請求木簡

(1) □作處遣帳内三口五月分食米一斛九□□升

○人□二升半 塩一斗 和銅六年五月一日刑部大□^(斗カ)

○人□二升半 塩一斗 和銅六年五月一日刑部大□^(六カ)

(2) 氣作一人□日分食一斗四升塩一升一合○ 「数百口」

○ 十一月十四日廣足 ○

289・31・3 011 23—07—08

次に使用人等への給料米も、邸宅外のII系統の家政機関や邸宅外部署から、請飯文書木簡や支給依頼の文書木簡が提出されていたことに注目したい。まず〔史料6〕のように矢口司から出された月單

(3) □斗八升 別日一升半 塩一升二合 別日一合

五月十六日 □ □

(257)・(15)・5 081 23—07—08

○人□婢 相□土女三日分食給在右二人
福女十五日分食給在右二人

164-30-3 011 21—22—05

○ 和銅五年三月四日 午時 家令

(1)はII系統の家政機関からの月単位予算請求の木簡である。処(トコロ)に遣した帳内三口の五月分で、計算すると米一石九斗五升と塩一斗で計算が合い、五月一日付であることから五月分を予算計上したものといえる。また(2)は六日分の米と塩の総量を記載したものであるが、これが支給集計か、請求分かはやや判断が難しい。

以下の署名の広足は、II系統家政機関の家従で、II系統家政機関から氣作二人の作業日数単位の支給総量を予め集計して請求したか、または月単位で請求した中から実質的に支給した分を報告したものである。(3)の場合も、日別⁵升×12日=18升、塩日別1合×12日=12合となり、一人分とすれば十二日分の集計になる。ただしこれはI・II系統の家政機関などを判断する材料がない。

なお一定日数分の請求に対する支給伝票が作成された可能性が高い。邸宅外支給伝票の例はみえないが、後掲「史料21」に邸宅内で九日分を支給した例がある。

この他に「史料8」のようにII系統の家政機関から日数分の支給を報告したものもある。「給在」の「在」は「たり」、もしくは「けり」と考えられ、婢への支給を行つた、または支給していることを報告したものといえる。⁽¹⁰⁾

〔史料8〕邸宅外II系統家政機関からの日数分支給報告木簡

次の「史料9」(1)はII系統の家政機関が山背御園関係の使用人への食料請求文書木簡を発給したものであり、一方「史料9」(2)(3)は山背御園かは不明ではあるが、園作雇人への米支給伝票である。

〔史料9〕邸宅外からの請求文書木簡と邸宅内作成の支給伝票

(1) 移 山背御園造雇人冊人食米八斗塩四升可給

○輕部朝臣三狩充
○奴布伎

山背□婢女子米万呂食米一斗五升

||和銅五年七月廿日大書吏

427-38-4 011 21—07—11

(2) 蔗作雇人米一升受手子 ○

○ 四月一日 石角

249-(13)-2 081 21—10—12

(3) 蔗□雇人米一升寺遣雇人一米一

升 受真山 廿日 □ 家令

201-37-3 011 21—11—01

〔史料10〕もII系統の家政機関が物部麻蘇壳の月単位の常食を邸宅内で支給するように要請したものである。

〔史料10〕邸宅外から邸宅内月単位支給依頼文書木簡

・。移務所 物部麻蘇壳七月常食櫛宮宜 [給カ]

扶従 [] 七月七日

392-31-6 011 21-07-01

以上から、少なくとも邸宅外のⅡ系統家政機関や邸宅外諸部署からは、本主クラス・使用人いずれも、米請求に関する木簡が提出された場合があつた。受取人を指定した米支給伝票機能を伴つた請求木簡も提出されていた。また使用人の場合は、月単位の予算が組まれ、実質的な食口が報告されていた。一方で奈良の邸宅内で邸宅外施設への米支給伝票も作成されていた。

3 邸宅内の請求と支給

次に邸宅内居住者の米請求と米支給は、どのように事務処理されていたのかを考えてみたい。邸宅内でも請飯木簡が存在したのか、または省略されていたのか。省略された場合は、「米支給伝票」で米の請求・支給をどのように処理したのかを検討してみたい。

まず御所・内親王御所・石川夫人など邸宅の本主クラスの人々への進上については、勅旨・大命の文書木簡による請求の場合と、口頭伝達による請求を受けて処理された場合の両方が考えられる。〔史料11〕の請求は日常的ではなく、特別の進上の可能性もあるが、勅旨によって、石川夫人の所に糯、粟の進上を命令した木簡である。石川夫人は基本的には邸宅内居住であつたと考えられ、また「内」も基本的には邸宅内に存在したと考えられる。

〔史料11〕長屋王家木簡の米等の進上命令木簡

・勅旨 石川夫人 糯 阿礼 粟 阿礼

・一々物今二斗進 内東人

238-23-3 011 21-14-08

このように請求木簡・進上命令木簡が出される場合もあつたが、日常の請求は口頭請求で済ませる場合もあつたと考えられる。たとえば渡辺説では、受取人が被支給者側から派遣されて来る場合があつたことを想定している。このことを考慮すると、本主クラスの日々の米進上には請飯木簡を作成せずに、受取人が口頭請求した場合もあつたと考えられる。使用人への給料や他の用途米も、口頭伝達の場合があつたと考えられる。口頭伝達のみの場合は、一つの伝票で請求・支給を処理したと考えることができる。次に木簡の記載過程と機能の変化の一案を示してみたい。⁽¹¹⁾

◎口頭請求と木簡の作成過程と機能の変化案

- (1) 請求者 口頭請求→使い (受取人) 派遣
- (2) 使い (受取人) 支給担当者に請求者と請求量を口頭伝達 ↓請求
- (3) 支給担当者 請求者の請求内容を木簡に記載
本主等へ 「進米」記載例多し ↓進上形式
御所人・西宮人・司人へ 「給米」記載あり ↓支給形式
他の使用人や部署等への場合 (後述)
- (4) 支給担当者 支給承認として日付と担当者・責任者の署名をする ↓支給承認機能
- (5) 受取人 米の支給を受ける ↓領收書機能

長屋王家の米支給関係木簡

(6) 支給責任者 伝票を保存し集計に利用する → 支給控え機能
 まず、請求者が口頭で請求内容を「使い」、すなわち受取人に伝える。使いは務所または米倉に行き、支給担当者に請求者と請求量を口頭で伝達する。伝票の米の量は同一被支給者であっても、日毎に量の増減がある。これは請求者側の事情によるもので、支給者が定量を決めて支給する体制ではなく、請求者側の請求をもとにして支給したことを示している。この請求を受けて、支給担当者が木簡を作成する。まず請求内容を記載する。しかし木簡作成者は支給側の立場から、たとえば本主等へは「進米」の字を付けた形式で記載することになる。また御所人・西宮人・司人の例に「給米」と記載する例が多く、これは支給形式で記載したことになる。ただし他の使用者や部署あてなどの場合は、このような「給米」の字を付ける例は殆どない。この点についてはあとで、もう少し厳密に考えてみたい。次に支給担当者は使いの名を記載し、米の受取人として指定する。さらに進上もしくは支給承認として日付と担当者や責任者が署名し、これによつて支給承認伝票の機能をもたせた。そしてこの木簡をもつて受取人が米を実際に受取りに行き、この時にこの木簡を提出すると、これが米の領収を証明する機能を持ち、その後、支給責任者がこの一連の支給事務の控えとしての機能をもつた木簡を務所に保存し集計に利用した。

このように「米支給伝票」の多くは、前述した正倉院文書の請求

文書に受取人名や支給承認の判が加筆され、最終的に支給控え文書となつた過程と同様の手続きを背景にしていたといえる。しかし多くは口頭請求により請求木簡がないため、支給担当者が基本的に支給伝票として作成処理したものといえる。

しかし、使用人等への給料米に関する「米支給伝票」の中でも、司や所、また特定の皇子の宮に編成された部署や、小子として一括された場合など恒常的な構成員への給料支給については、二条大路木簡や平城宮出土木簡の請飯木簡に類似する内容項目をもつ例がみられることに注意しておきたい。たとえば「史料12」の二条大路木簡などでは、請飯木簡には、部署名を記載し、その人物の歴名を記し、さらに「充食」「常食充」などの請求文言をつけるものが多い。「史料12」二条大路木簡の請飯文書木簡の代表例

(1) 請 米二升 白 右六床押 □
 . 縁數充判嶋村 十二月六日 (186)·26·6 019 31—11—14

(2) □所 ^{〔翼カ〕} 笑原 薦集 草原 刑部
 大倭上万呂 ^{〔倭カ〕}

合七人充食 (左側面)

195·46·21 011 29—18—01

(3) 新家 大原 石部 右人常食
 給請申 天平八七月廿六日 191·11·2 011 29—18—07
 (年脱)

〔史料13〕平城宮出土請飯文書木簡の代表例

内裏外北側 SK-110 土壙 (『平城宮木簡』)

・ 請飯 番長一人
史生一人 舍人十七人
右依例所請如件

十一月七日安曇田主 189.32.4 6011 一九四三号木簡

長屋王家木簡の中に、「請」など請求文言がない点をのぞくと、これと類似しているものが幾つか存在する。

〔史料14〕長屋王家木簡の部署関係の米支給に関する代表例

(1) 工司	工一 口米一升	帳内一 口一升	右米三升	○
八月十四日豊國	書吏	石角	○ 246.46.5 011	27—11—15
(2) 工司	工一 口米一升	帳内一 口一升	右米三升	○
八月十日豊國	書吏	石角	○ 236.25.5 011	27—11—16
(3) □工司	一人散位寮三人帳内三人仕丁一人	○		
右九人飯四升半	受物部牛麻呂	○		
十一月十二日井門□□	○			
(4) 工司	工五口米五升	受道嶋	○	
□月十一日書吏	○ 215.(21).2 011	21—25—06	04	
(5) 司々充仕丁	津島 小床石	末呂 首	右四口飯七升半十九日垂水	○
家末呂	「昌武」			
271-28.3 011	21—22—03			

(6) 仕丁一 口米一升受牛麻呂 ○

八月廿□日大嶋 ○

174.(12).4 081 21—22—04

(7) 小子 白手 立万呂 牛甘 阿倍朝臣 梶取 牧夫 首万呂 田人 国嶋 兄上

右十六口米一斗六升 十一月廿八日

○

224.18.2 011

23—09—10

○

(8) 文牛甘 家原赤末呂 物集国嶋 志紀黒末呂
秦兄上 縣船未呂 大石君未呂 尾張持末呂
弟上 土師梶取 鳥部末呂 坂田大宅 ○

少子十二人米六升 受瘡男 八月十七日 田主

224.38.2 011

○

(9) 侍少子 子老 字甘 酒達 国嶋 久比 石見 石末呂
弟上 宮足 君末呂 廣國 多比 □□豊足 右

十四口飯二斗八升 受石見 六廿月七日

207.21.5 6011 20—10—01 (平城京62号)

(10) ○下□少子 兄上 梶取 右一人飯四升

○受兄上 十月十七日大□ ○

214.24.3 011

○

(11) 少子十四口米七升受乙上 ○

21—20—03

○

十一月九日 「稻虫 書吏」 ○

143.16.2 011

○

21—20—04

(12) 御馬司帳内 □□ 伊□ 麻呂 古相

○足 得足 □□

209.28.3 011

○

四月廿八日 □人 乙末呂 稲虫 □□

27—10—06

長屋王家の米支給関係木簡

(13) • 馬寮 伊 上野朝臣 □				
• □村 高掎 右十米□	(123)・24・2 019	27	10	07
• □万呂 鳥				
• 御馬司信濃 一口甲斐 一□上野 一□右。				
• 四米四升五月一日 「受板部」	○			
(15) • 鏤盤所 帳内 □口米二升 銅造一□二升半	243・33・4 011	21	21	03
〔1〕 一升 雇人一□四升半				
〔1〕 =右五人米九升半受龍万呂。				
• 十一月廿六日 可加流 稲虫	415・26・8 011	21	25	01○
• 山形皇子宮帳内四□女堅九□右十□口。				
• 分米一斗三升□月廿一日秦□□	○			
183・28・3 011 25	25	27	03	
(17) • 山方王子進穎稻米一升受余。				
• 女 七日若麻呂 ○ 118・22・3 011 25	—	27	04	
まづ同型の編成に関するものでは、「史料14」(1)(2)の工司の例の				
ように、司名を記し、歴名または構成員の内訳を加え、「右○□○				
○升」と人数と米の総数を記入している例がある。とくに(1)(2)は受				
取人記載のないことが特徴である。このような例は、所単位、また				
山形皇子宮の宮単位や小子・仕丁単位で処理したものに多い。勿論				
司・所・宮単位や小子・仕丁単位への支給には、「史料14」(4)や(6)				
〔史料15〕のうち、本主等への進上型の(1)(2)や用途型の(3)(4)の書式				

のように、典型的な「米支給伝票」型のものが存在する」とも確かである。前述したように、渡辺氏は米支給伝票の多様性を、記載者の個性としている。確かにその要素がある」とも否定できない。しかしたとえば(1)(2)の支給担当者である豊国の一例は、他に「史料15」のものがある。

〔史料15〕前掲以外で豊国が支給担当者としてみえる木簡

(1) • 御所進米一升半 九月五日 ○

豊国

○ 219・17・3 011 25

— 27 — 01

(2) • 内親王御許米半升受箇入女 ○

○ 九月十六日 豊国

145・29・3 011 25

— 27 — 02

(3) • 太若翁犬米一升□□□九月十□

○ 豊国

152)・21・3 019 21

— 16 — 02

(4) • ○大春日朝臣米一升帳内司一升受古万呂

○ 九月十八日 豊国

233・21・4 011 21

— 28 — 03

(5) • ○年魚酢分米三升受□

○ 豊国 家令 □□

144)・26・1 019 21

— 17 — 11

(6) • 政人一口米一升半川瀬万呂一升右米三

○ 升半 六月十八日 豊国 書吏

216・34・3 011 21

— 19 — 08

と比較すると、使用人への給料である(5)(6)はやはり書式を異にしている。特に(6)は「右米」という集計量を記載し、さらに書吏らの署名がついており、受取人の記載もない点で、「史料14」の(1)(2)に共通している。これは豊国の個性だけでは説明がつかず、一定の部署に編成された使用人の場合は、部署用の一定の書式にならった記載方法をとった可能性が考えられる。

この受取人を記載しない例の代表として、仕丁の場合は「史料14」(5)、小子の場合では(7)、山形皇子宮の帳内や女堅などの場合は(16)の例がある。たとえば、(16)と(17)の山形皇子関係の木簡でも、(17)の山方王子への進上木簡は所謂「米支給伝票」の特徴をもっているが、(16)の方は日別の使用人への請求もしくは食口案様の木簡といえる。すなわち(7)や(16)の例は、通常の「米支給伝票」というよりも、請求もしくは後述する集計処理に関する日毎の帳簿に類似するような要素がある。特に(5)や(7)のように細かい歴名を記入したものは、口頭伝達を受けて支給した時に木簡を作成したと考えるよりは、二条大路木簡「史料12」(2)や、平城宮「史料13」一九四三号木簡のようないくつかの請求側が作成した請求木簡に近いといえるのではないか。

また「史料14」(7)は受取人だけではなく日下の署名もない。これも請求明細または、逆に支給伝票などをもとにして作成した日別の小子の食米の集計伝票に近いともいえる。受取人と日下の署名の記載がある(3)や(8)の場合も、たとえば(3)は(4)の典型的な「米支給伝

票」に比べて、(3)には「右九人飯四升半」の記載があり、(1)(2)に類似した要素をもつ。前掲「史料6」の矢口司からの請飯木簡には受取人記載のものが存在したように、請求段階で受取人の記載があつた可能性を想定してみる必要もあるかもしない。

そして「史料14」の中に異筆が報告されているものがあることに注目したい。(5)の「昌武」は武昌郡のような地名の誤記の可能性があるため除くとして、(1)は支給責任者と支給担当者が異筆である。(4)は受取人が異筆である。(15)はII系統家扶の秦稻栗で支給責任者が異筆である。「米支給伝票」の中で異筆が報告されている事例を分類すると次のようになる。

(a) 支給責任者	〔稻栗〕 21-25-01	鏤盤所
(b) 支給担当者と支給責任者	〔□万呂／書吏〕 21-19-09	政人
	〔稻虫／書吏〕 21-20-04	少子
	〔稻虫／書吏〕 21-21-04	馬司
(c) 支給担当者	〔道万呂〕 21-15-01	安倍大刀自御所
	〔大嶋大嶋〕 習書? 21-15-04	御所
	〔廣嶋〕 21-15-11	山形王子
	〔廣嶋〕 21-17-04	竹野王子御所
	〔三日末呂〕 21-17-12	西宮侍酒人麻呂
	〔綱末呂〕 21-19-11	大伴宿禰
	〔□□〕 21-20-09	少子
	〔大嶋〕 21-21-06	帳内常食
	〔廣嶋〕 21-23-07	馬司
(老)	23-10-09	掃守雇人
		部署型

長屋王家の米支給関係木簡

(「黒万呂」 25-10-07)	若翁小子
(「石鶴」 25-13-14)	部署型
(「廣嶋」 27-14-08)	不明
(「廣嶋」 27-16-16)	不明
(「米受」 27-07-02)	内進
(「受板部／黒万呂」 21-21-03)	御馬司
(「昌武」 21-22-03)	司々充仕丁
(「廩廩穗」 21-25-03)	籠作衛士
(「七月十」 25-13-03)	書法作人・帳内
(f) 不明	
(g) 月日の修正	

異筆の宛て先は全てが司単位などのものではなく、本主等への進上型もあるが、やはり司など部署に編成されたものが多い。この点を考慮すると、(14)など受取人と支給担当者が異筆のものは、予め請求額を書いたものに、受取人と支給担当者を後から書き入れたことになる。また(11)は支給責任者と支給担当者が後から署名したことになると、請求に対して支給を承認した機能をもつといえる。

以上を簡単に整理すると、いわゆる「支給伝票」に類似するものの中に、部署編成された一定人数の構成員の内訳（または歴名）と、人別の支給量、総支給量を記載し、しかも受取人の記載のないものが幾つかみられた。これは、平城宮出土木簡に見える官司が食料を請求する木簡から請求文言を省いたもの、また記載内容からすれば日別の食米集計の必要事項（構成員の内訳・人別の支給量・総支給量）と類似していることが特徴である。このタイプのものは、請求者や

受取人の口頭請求にもとづいて、支給時に支給担当者がその場で木簡を記載したと考えるよりは、予め部署か務所などで部署用の書式に基づいて支給担当者が作成し、これをもとに支給処理したか、または逆に支給後に、日毎の食口案タイプの集計をするために作成した可能性が考えられる。

いずれにしても支給担当者が作成した可能性も高いが、たとえば支出担当者（帳内・小字）は一方で各部署に配置され、受取人にもなる立場にあった。このため特定の部署では請求の担当者となつた支給担当経験者が予めこの書式で請求量を記入した木簡を作成し、これを受取人が持参して米請求に行き、その木簡が支給伝票としても、支給担当者や責任者に利用される場合もあつたと考えることもできる。つまり使用人への給料の場合、請求側が作成する方向に次第に変化していく可能性を考えてみる必要があるかもしれない。

以上米支給関係の木簡には多様な形態があり、「米支給伝票」と一括してとらえるのではなく、「米支給伝票」に類似する書式の木簡の中に、「米請求伝票」もしくは部署毎の日別食米の集計伝票に変化していく要素が存在したことを考える必要がある。

4 日毎支給伝票にみえる複数の宛先の関係について

次に毎日毎の「米支給伝票」の宛先を複数書いていく例について考えてみたい。「米支給伝票」の宛先と受取人は、次の三つに分類できる。

单数型

宛先単数 受取人1人

複数型A

宛先複数 受取人1人

複数型B

各宛先毎に別々の受取人——帳簿的役割

ここで問題となることは、米支給伝票で同一木簡に書かれた宛先は、同一部署もしくは同一場所など関連の深いものが書かれていると考えられるのか、否かという点である。米支給伝票は『平城京木簡』の解説が述べているように、基本的には宛先が一つである單数型のものが多く、また同一木簡内に被支給者が連記されていても、受取人が一人である複数型Aであれば、同一部署・同一場所など、なんらかの繋がりがあった可能性は高いといえる。

しかし被支給者が別であり、受取人もそれぞれ別人が記載されている複数型Bの場合は、同一木簡に書かれた宛先が、必ず同一場所を対象としているとは断定できない。同日に様々な所から受取に来たため、同一木簡に記載した可能性もある。この場合木簡は支給伝票であっても、それと共に同日支給の帳簿的な機能が加わったことになる。

明らかに宛先に関係が認められない例として次のものがある。

〔史料16〕複数型Bで被支給者（宛先）に関係が認められない例

(1) 炭焼處打藤分米一升受

○

壬生安万呂書吏人給米一升受赤
人 □月十二日石角 ○ 141.27.1 011 23—09—05

(2) ○下総役人十三人米六升半受倭文龍

○麦粉米一升半受上々女

十二月十七日

石角

家令

290.26.3 011 23—09—07

また次の「史料17」の例は、宛先の関係があるのか否かが、簡単には分かりにくいものである。本主等への進上米は全く無関係とは言いがたいが、受取人がそれに違つており、直接同じ場所へ充てたものとは言い切れない。

〔史料17〕複数型Bのうち被支給者（宛先）の関係が不明な例

(1) ○石河夫人進米一升受池女

君万呂
甥万呂

○内進米六斗受久努朝臣

君万呂
家令

259.30.4 011 21—14—13

(2) ○御所進五升受□甘 小逆一升受

○帳内司一升半 受古末呂 白末呂一升

〔自カ〕

○内進米□升受□家

九月十九日道末呂

174.32.2 011 21—14—13

(3) ○御所進米□升受文牛甘 帳内司一升半 受古末呂

○九月三日道末呂

(239).17.3 019 21—13—09

(4) ○御所進飯一升受牛甘 待從六飯九升受□未呂
〔衣カ〕 ○

○七日老

(303).20.5 081

○ 21—13—08

長屋王家の米支給関係木簡

- (5) 安倍大刀自御所米一升 神田古 「道万呂」 ○
 御所進米五升 受物部立人 九月十六日 ○
 233・21・3 011 21—15—01
- 木簡が完全な形状でないために、受取人が複数いるか不明な例もいくつかある。たとえば「史料18」(3)は石川大刀自が春日宮に関係したと考えられなくはないが、石川大刀自は邸宅内居住が基本と考えれば、直接的には無関係の宛て先といえる。
- 〔史料18〕複数型Bのうち受取人が複数いるか不明な例
- (1) 内進米三升受□ 西宮人給米
 正月十六日□□□□
 (190)・27・2 019 21—13—07 (平城京233号)
- (2) 内進米三斗□
 御所人給米 (100)・(13)・3 081 25—08—09 (平城京255号)
- (3) 春日宮造役人廿五人
 □□□二升 石川大刀自□ (136)・21・3 019 25—12—15
- (4) 員方若翁進米一升 受美都□
 西宮少子一升米一升 正月八日廣嶋
 182・(19)・4 011 25—10—04
- (5) 竹野王御□米一升 □□□○
- (6) 少子十四口米七升受牛甘
 金集大宅米一升□□一升米一升 黒万呂 ○
 181・39・3 011 27—09—18
- (7) ○医師二口米三升 受安万呂 □
 ○□□米一升□□ 十一月十日稻虫

また支給先や受取人を記した後にその用途を説明した木簡の例はない。たとえば「史料19」の例も、受取人の前で宛て先と物品名が逆転しているだけで、通常の書式と一致する。

〔史料19〕長屋王家木簡の支給伝票

- 190・(12)・4 081 27—10—16
 御所人給米 191・20・1 011 25—11—10
 ○飯六升 右御所人給 受黒末呂
 ○卅日 末呂
 なお『正報告書』では、「史料18」の(1)の木簡を基に、内と西宮人が密接な関係にあるとし、内を吉備内親王とし、彼女の居住先を西宮と解釈している。しかし以上の点を考慮すると、残念ながらこの木簡から、居住形態を推測することは困難であり、その推測が証明されているとは言いがたい。また「史料17」の(1)から吉備内親王と石河夫人が同一空間である西宮に居住していたかは不明である。

内は内親王の単純な略とは考えられない。

以上、これらの複数の宛て先をもつ日毎支給伝票は、同日に米を受取りにきた様々宛先を記入した日毎の支給帳簿的な機能があつたといえよう。

5 一定日数分の支給伝票

次に米の量に注目してみたい。日毎に記載された支給伝票の量は、基本的には升単位のものが多く、一日の支給量を示すものが多い。しかし中には何日分かをまとめて支給した場合の伝票も書かれた。前述したように、邸宅外からの請求木簡には月単位や数日分単位の請求がみえた〔史料7〕〔史料8〕。これに対応する邸宅外宛ての支給伝票はみえないが、邸宅内については次の〔史料20〕の例がある。なおこれは受取人の記載がない。

〔史料20〕長屋王家木簡の邸宅内九日単位の支給例

・○馬司大伴鳥九日分米一斗三升

・○十一月廿一日廣嶋 217.22.2 019 25—12—05

また個人宛てで斗単位のまとまつた支給伝票もいくつかみられる。おそらくこれも数日分もしくは月単位の支給伝票といえる。

〔史料21〕長屋王家木簡の数日分もしくは月単位の支給例

(1) 小依女給米一斗 受大嶋十月廿九日書吏 ○
290.14.4 011 21—18—09

(2) 鹿黒女米一斗 受□万呂 □〔医カ〕

091
28—06—04

いずれにしても、一日分の支給ではなく、作業労働日数単位の可能性がある。一定日数の請求に対応した単位の支給伝票木簡が存在していることは、長屋王家木簡の特徴の一つである。

三 集計と帳簿処理

次に請飯木簡・米支給伝票・その他の木簡を使って、どのように米支給を帳簿整理していたのかを考えてみたい。米支給の帳簿整理については次の先行研究がある。

渡辺晃宏氏は食料支給伝票木簡をもとに個人毎の支給帳簿(横材木簡)が作成され、また一方でこの伝票木簡をもとに日毎の支給帳簿(紙の食口案)の作成という二つの流れを想定した。後者については食口案に相当する帳簿木簡がみえないとして食口案は紙に書かれたかと想定した。¹²⁾

森公章氏は米を含めた諸物資の伝票・帳簿整理の動きを分析し次のように想定した。¹³⁾

- A 各支給時の伝票木簡
- B 日毎の支出を整理した木簡 (横材木簡)
- C 宛先別の支出を整理した木簡 (横材木簡カ)
- D 邸外の各部署や荷札木簡による進上物の把握のための集計様の木簡

E 郡外の各部署別、国別の貢進物の進上を集計した木簡

(横材木簡または通常の形)

ここで従来の研究で指摘されていないことをいくつか言及しておきたい。まず「米支給伝票」と類似する書式の中に、日毎の米返却や不食米に関する伝票が含まれていることである。

十一月九日 大父

·自內飯一升受若□。

・十一月九日 大父。 155-16-3 011 25-08-11

〔史料23〕長屋王家木簡の日毎の不食米伝票木簡

不食分米一升受

•
○
二月廿一
□日
カ

(133)•21•2 019

この不食米の伝票は、一受の記載があり、不食米として支給したものか、不食米として返却されたものは不明である。

成されたかを二条大路木簡と比較しながら考察したい。二条大路木簡には、毎日毎の個別支給伝票の他に、毎日毎の食米集計帳簿を長大な木簡に記載してある。また毎日毎の長等木簡の同

じく作成されていた。

長屋王家の米支給関係木簡

〔史料24〕二条大路木簡の食米の帳簿の例

十一日料飯
〔飯料〕
内資人三升六升
□万呂一升「飯」
内藏人三升「飯」
春日佐美七合「伊良」

河内古合	綿七升	尾張女口十升	伊良女斗升
葛木人万呂	大舍一升夕	秦子君七合	馬司等四升半
酒刀自足	一升夕	大倭	倭倭
秦淨	一升夕	山女	一升
		口	二升

酒刀自升一升

大原古一升
史生二升半
六人部一升
星川他口二升

阿刀酒主七合
牛養七合
師二升半

奴已知
「郡郡」
忍国
海七合
升合合
七七
内部
河丸
合
刀部
阿物

(他に両面に天地逆の習書あり) (852)・(36)・6 081 24-15-02

〔史料25〕二条大路木簡の不食米の帳簿の例

十一日不食米一斗一升六合
尋津福万呂八合合
田辺僧万呂八合合
土師石前八合合

尋田土土
津辺師師
福僧嶋石
万万村前
呂呂八八
八八合合
合合

阿刀真公八合 日下部海子八合 阿刀飯主六合
 || 家令一升四合 豊國廣虫八合 丸部田主六合
 忍坂乙万呂八合 上虎万呂七合 ○
 赤染秋足八合 佐味梶取六合
 [合]

天平八年五月十一日||

|| 荏田孔足 「真公」
 385・38・6 011 24—15—01 ○

また日毎に間米を記録した木簡やその内訳を記載した木簡もある。

〔史料26〕二条大路木簡の間米の例

(1) 廿六日間米四斗二升

吉野物運役人十二口
 又吉野持往一斗四升

(77)・(24)・2 081 24—17—01

(2) 二日間米七斗五升

□

(123)・(23)・3 081 29—19—16

(3) 五日間食米合一斗九升五合
 多里万呂一升四合

九口升六合
 尔久万呂二升
 [□□]

天平九年正月五日掃守乙万呂

280・58・3 011 31—39—07

八月卅日
 御飯米間用米三石六升

□ (削り残り) ○

199・36・3 011 27—14—06

一方長屋王木簡では日毎の個人支給の帳簿整理は横材が使われたとされている。しかしこの他に次の様な食米の集計に関する用語がみえる木簡があることに注目したい。

〔史料27〕長屋王家木簡の食米の例

なお間米については「史料29」の日毎の支給伝票が存在している。

〔史料29〕長屋王家木簡の間米・間飯の支給伝票木簡の例

(1) 食米一斗四	091	28—33—39
(2) □ 食米八斗六升	091	28—33—36
(3) 食米一斛四斗	091	28—33—37
(4) 食分五斗	091	28—33—39

この「食米」の用語関係のものはすべて削屑であり、本来の木簡の形式や記載内容の全体像は不明である。二条大路木簡のような長大な木簡によつて日毎の食米の集計が行われたかは不明である。ただし斗単位のものは日毎、石単位のものは月毎などの食米の集計をする上で記載された可能性を予想させる。

また月単位の決算関係の帳簿を作成する上でも、横材以外の通常の木簡で集計処理していることが注目できる。次の「史料28」は間用米の例である。「御飯米間用米三石六升」は一日料としては多く、おそらく月毎の集計と考えられる。

〔史料28〕長屋王家木簡の横材以外の米支給集計の木簡の例

長屋王家の米支給関係木簡

(1) 政人間飯二升 受友背 ○	五日 末呂 ○ 174・24・3 011 21—18—12
(2) 政人飯三升 ○ 間一升 □	○ 十月□□ (166)・(18)・2 081 27—09—11
(3) 間進米一斗受	(103)・35・1 081 25—15—15
次に食口案などの帳簿との関係について考察したい。正倉院文書には多数の食口案が現存し、日毎と月毎の二種類に大別できる。また正倉院にも「食口」関係木簡を転用した往来軸残欠が現存する。 ⁽¹⁴⁾ そして平城宮や西隆寺からも「食口」関係の木簡が出土している。	○ 十月□□ (166)・(18)・2 081 27—09—11
〔史料30〕食口関係木簡	〔史料31〕長屋王家木簡の用米・遺の例
(a) 平城宮出土木簡 (『平城宮木簡』1)	(1) 用米五石一斗九升半
・縫殿食口 □ □ □ 合六十五人	・六合三夕 幸喜喜 (131)・(14)・1 081 27—14—07
・□□□□ □□□ 事 [十カ] [女カ]	○ 用米一斗六升 091 28—34—15
・□□□□ □□□ 十一月□宗我部淨虫□	遺三石八斗 091 28—34—33
(b) 西隆寺出土木簡 (『西隆寺発掘調査報告書』一九七六年)	(2) 遺三石八斗
舍人 [氏カ] 一人半 自進 [豊カ] [半カ]	○ 用米一斗六升 091 28—34—15
・工所食口合六人 豊 [氏カ]	・六合三夕 幸喜喜 (131)・(14)・1 081 27—14—07
宿奈万呂 □ □ 豊岡	○ 用米一斗六升 091 28—34—15
・右件□□食口進下如件附□□	○ 用米一斗六升 091 28—34—15
・月廿一日□□	○ 用米一斗六升 091 28—34—15
(4) 六月廿八日□給米一石一斗一升残飯三石一斗	○ 用米一斗六升 091 28—34—15
〔史料32〕二条大路木簡の用米・遺・残の例	○ 用米一斗六升 091 28—34—15
(1) 合用米冊五石八斗六升四合 合当 287・(6)・7 081 一五九八号木簡	○ 用米一斗六升 091 28—34—15
一一条大路木簡にも「史料32」のように類似の木簡が存在する。	○ 用米一斗六升 091 28—34—15

(c) 正倉院伝世木簡 (『正倉院宝物四』中倉I 每日新聞社 一九九四年)
食口合六人 □□□□高原□□□ 中倉22・往来残欠第11号
しかし長屋王家からは「食口」と明記した木簡は出土していない。
このため渡辺氏は食口帳簿は紙に記載されたかとされている。ただ
し決算関係の用語のみえるものとして次の例がある。

〔史料31〕長屋王家木簡の用米・遺の例

(1) 用米五石一斗九升半

・六合三夕 幸喜喜 (131)・(14)・1 081 27—14—07

○ 用米一斗六升 091 28—34—15

遺三石八斗 091 28—34—33

一一条大路木簡にも「史料32」のように類似の木簡が存在する。

〔史料32〕二条大路木簡の用米・遺・残の例

(1) 合用米冊五石八斗六升四合 合当

(408)・(30)・3 019 29—22—01

(2) 一石五斗八升 新用七升 遺九斗五升

・合三石四斗

□

142・(18)・3 011 29—22—02

(3) 飯三石二斗 □三石一斗

□

(83)・(10)・2 011 29—22—03

(4) 六月廿八日□給米一石一斗一升残飯三石一斗

□

(83)・(10)・2 011 29—22—03

(150)・(5)・4 081

31—16—06

297・46・5 019 一号木簡

これらを、正倉院文書にみえる天平十二年の写経司の月食帳と比較してみたい。

〔史料33〕「受月食案文」写経司月食帳案（統々修十七ノ二、「大日本古文書」七一—七八）

写経司解 申用残米事

惣受米八石六斗二升八合 欠米四斗九升六合

定米八石一斗三升二合 用五石九斗九升八合

残二石一斗三升四合

見食口三百七十九人 装潢七十人 校生百九人

舍人五十六人 女堅十三人 火頭百人 婢卅人

不食口百七十四人 装潢五十人 校生七十一人

舍人卅四人 火頭十九人

天平十二年二月四日高屋「赤麻呂」

この月食帳は皇后宮職の部署の一つである写経司が、家政機関に對して、前月分の食米の決算報告を提出したものである。帳簿上支

給された米（予算の米）である「惣受米」に対して、実際に計量された受米である「定米」、実際に使用した「用米」、定米から用米を引いた残高である「残米」の他に、「見食口」と「不食口」の総単数と内訳を記している。〔史料31〕の(1)は数量から月単位、(2)は日単位の用米の集計と考えられ、長屋王家でも木簡を使って日単位・月単位の集計をして帳簿作成に利用していたと考えられる。

なお帳簿との関係で再度注目したいのが、前掲「史料7」(1)の月単位の食料米と塩の支給申請文書木簡の存在である。「□作処」に遣した帳内三口の五月分の米一石九斗五升と塩一斗を五月一日付けて予算計上したものといえる。邸宅外部署からの月単位の予算請求文書木簡である可能性が高いが、これが「史料33」の月食帳の一部で月単位の米と塩などの予算請求文書である「史料34」と類似していることに注目しておきたい。

〔史料34〕「受月食案文」写経司月食帳案（統々修十七ノ二、「大日本古文書」七一—七八）

写経司解 請二月食料事

合十七 経師一人 女堅一人 装潢三人 婢一人

校生六人 舍人二人 火頭三人

受米九石八斗六升四石 「不」塩一斗一升七合五夕

醬一斗八升九合充二斗

酢一斗四升五合充如數

末醬一斗四升五合充一斗

天平十二年二月四日

「史料7」のような木簡は、前掲「史料6」の矢口司移にみえる下番の月分の米請求文書とともに、もし部署単位の月食帳などを作っていたとすれば、その帳簿作成の基礎資料にもなつたと考えられる。また前掲「史料14」の中で、部署の日毎の額を記したものやその分配の内訳を記したもののが、内容的には日毎の食口案に記載されるものと類似する点を指摘したが、これらの木簡を月毎に集計して支給

額を整理し、その用米と残米を木簡で計算し、これをもとに紙の帳簿化した可能性も考えられる。

おわりに

以上長屋王家木簡の米支給関係木簡を請求と支給の関係や集計の問題を念頭に再検討した。最後に指摘した点を簡単にまとめておきたい。

邸宅外家政機関や部署からは月単位・一定日数単位の予算請求を含む請飯文書木簡が提出され、これに対して邸宅内の務所で支給伝票が作成された。一方邸宅内は文書木簡による請求もあるが、多くは口頭請求によって支給者側が作成した米支給伝票で出納処理をしていた。このため所謂「米支給伝票」が請求伝票と領収伝票と支給伝票の機能をもつていたと考えた。ただし司や所などや小子・仕丁などに編成されていた部署によつては一定人数の構成員の内訳（または歴名）と、人別の支給量、総支給量を記載し、しかも受取人の記載のない木簡が存在した。これは請飯木簡から請求文言を省いたものや、食口案の必要事項（構成員の内訳・人別の支給量・総支給量）と類似していた。このタイプのものは、請求者や受取人の口頭請求にもとづいて、支給時に支給担当者がその場で木簡を記載したと考えるよりは、(1)予め部署か務所などで部署用の書式に基づいて支給

担当者が作成し、これをもとに支給処理した可能性か、逆に(2)支給後に、日毎の食口案タイプの集計をするために作成した可能性が考えられる。また支出担当者や責任者が異筆である例や、受取人名が異筆である場合などは、本来請求機能をもつた木簡であつたものが、実質的に支給承認伝票となり、受取伝票の機能をもつた可能性を考えた。このことから米支給関係の木簡には多様な形態があり、「米支給伝票」と一括してとらえるのではなく、「米支給伝票」に類似する書式の木簡の中に、「米請求伝票」もしくは部署毎の日別食口案的な要素をもつ集計帳簿が含まれていた可能性も考える必要を指摘した。また米の返却に関する内容をもつ「米返却伝票」や、不食米に関する内容をもつものも含まれていた。そして支給関係の木簡の作成者が、支給担当者や責任者の立場による記載だけでなく、請求側の立場として記載した場合もあつた可能性を考えておく必要がある。また作成の場も米倉前で支給時に作成した場合だけ、もしくは務所で作成した場合だけを想定するのではなく、それらやさらに各部署で予め作成した場合も含めて、多様な可能性を想定しておく必要があることを指摘した。

これらを使って幾つかの集計処理をしたと考えられるが、宛先別の帳簿作成には従来指摘されていて横材木簡による集計処理が行われた。しかしそれだけでなく、「米支給伝票」の中で、宛先と受取人のセットが複数書かれているものなど、日別の支給集計の

機能をもつていたものがあつた。また支給の量としては(1)一日量を記載したものと(2)一定の日数量を記載したもの（月単位もあるか）があつたが、(2)は宛先（個人）別の一一定日数集計の機能をもつっていた。

また部署別のものの中には日別の食米集計帳簿に必要な内容が含まれていた。食米・間用米・遺などの集計用語のみえる削削の存在から、日毎や月毎の集計に木簡が利用されていたと考えられる。なお

今回は詳しく触れなかつたが、削削に千・百斛単位の木簡が幾つかみえる。年次決算処理帳簿の下書き利用も考えられる。また邸宅外の月単位の予算請求木簡などは月食帳帳簿として利用されたと考えた。そして帳簿作成のメモとして横材以外の木簡も利用されていた。

これらの米支給や集計に関する処理のあり方を、二条大路木簡と比べると、二条大路木簡では、明確な形で請米・請常食文書木簡が存在し、かつ支給伝票も別に存在した。さらにこれをもとに日毎の食米・不食米・間米毎の集計帳簿を作成し、また用米・遺（残）などから月毎などの帳簿作成に利用するなど、部署による文書主義の発達と伝票の分化がみられる。

これに比べると、長屋王家においては、邸宅外家政機関や部署と邸宅内務所との間では、木簡による請求と支給の分化が存在しているが、邸宅内部では本主クラスなどの米の場合、まだ口頭処理に基づき一つの木簡で請求・支給の機能をもたせている場合が多くあり、文書システムの機能分化が十分に発達していないように思われる。

その意味で狭い邸宅内で顔見知りの人々による家政のありかたを反映していると考えられる。ただし司・所など部署に編成された所から、次第に請求伝票・支給伝票の分化が出来始めおり、部署ごとに若干の文書主義的事務処理が発達しつつある過渡期のように考えられる。

このように今回は米の消費支出部分に関する処理について検討したが、今後の課題として米の収入に関する整理も必要であろう。また「家」木簡の中ににおける米以外のその他の物品の伝票・帳簿の検討も残されている。例えば氷関係として氷進上期間内の、進日の氷進・氷駄錢支給の記録を書き綴る帳簿機能をもつた伝票、錢帳簿整理用の伝票、店物伝票、塩支給伝票と塩帳簿、織維製品帳簿などのための集計や伝票の検討が必要であろう。

註

(1) 渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」（『奈良古代史論集』二、一九九一年）。渡辺説は断らないかぎり以下これによる。

(2) 寺崎保広「木簡論の展望」（『新版古代の日本』第十巻、角川書店、一九九三年）。

(3) 鶴見泰寿「長屋王家木簡と奈良宮務所」（『考古学論叢』一九、一九九五年）。

(4) 以下の木簡に付した番号は基本的には「平城宮発掘調査出土木簡概報」の号数+頁+頁内の順番。これで木簡を特定したい。

(5) 石上英一「歴史情報伝達行動論」（『日本古代史料学』東京大学出版会、一九九七年、初出は一九九五年）。

長屋王家の米支給関係木簡

(6) 杉本一樹「古代文書と古代学」(『古代中世史料学研究』上巻、吉川弘文館、一九九八年)。

(7) この他に、31—15—14、31—15—15がある。

(8) 向日市教育委員会「長岡京木簡」一九八四年の解説参照。なお今泉隆雄「文書木簡はいつ廃棄されるか」(『木簡研究』一六、一九九四年)によれば、これらの木簡は延暦八年八月から九年六月の十一ヶ月分であり、a類からb類に書式が変化したとされた。変化の理由はa類の時期は支給対象者が考所と書生の複数で区別する必要があり、かつ執筆者が複数であったためで、b類の時期には支給対象が单一で執筆者が一人あるいは一人になつたために省略できたとしている。

(9) 長屋王家の二つの家政機関については、「正報告書」の名称を使用し、II系統家政機関とは二品相当の家政機関をいう。

(10) 藤井茂利「漢文の自國語化表現法の諸問題」(『古代日本語の表記法研究』近代文芸社、一九九六年)参照。なお、この「在」については東野治之氏・瀬間正之氏より多くの御教示を得た。記して謝意を表したい。

(11) なお、口頭発表の時に言及した帳簿用語としての「受」をウケ・ウケと読むかサズケル・サズクと読むかについての問題は保留して他日を期したい。帳簿用語として「受」をサズケルと読む場合も存在したと思うが、常にその読みがされていたとは考えられない。たとえば大飼隆氏が「文字言語としてみた古事記と木簡」(『古事記の世界』上、高科書店、一九九六年)において、天平十七年写経所解(以受筆墨写經并更請帳(正集十三①裏、二一四五六—四五七))の

「十日受筆四箇直百疊文墨四廷

忍坂成磨 王廣磨 古乎万呂 既母白万呂」

を、「筆と墨を受け取ったのは四人の写経生であるが、官が主体とすれば与えたのである」として、サズクと読むとされている。しかし、

同じ史料の前半部分に次のような請求文書を一部省略した記述例がある点に注目したい。

天平十七年六月廿一日

請筆二箇直百疊別六十文墨

山辺千足 充筆一墨半廷(略)

建マ廣足 充筆一墨半廷(略)

右、依 令旨可写疏如前、長官宮宣、人成

(中略)

十八日受筆五箇 直錢三百文(直百疊別六十文墨)五廷

充安曇廣万呂筆一 直錢六十文墨一廷(四人分略)

右筆墨者、写宮常疏料、且所請如前、以解

天平十七年七月十八日辛国人成

犬飼氏の提示された用例も、本来請求文書であつたものを省略しながら帳簿化したものといえる。請求した筆の直錢と墨を受け取ったことを示したもので、「受筆」は「請筆」と同様の用例である。官が主体であるからといってサズケルと読むことはできない。そしてこの史料では支給する・与えるという意味の動詞は「充」として「充筆」といふ言葉で書き分けている。この問題は大平聰「正倉院文書に見える

「奉請」(『ヒストリア』一二六、一九九〇年)の「請」の両義性とともに事例に合わせて更に検討する必要があり、他日を期したい。

(12) なお福原栄太郎「長屋王家木簡にみえる木上について」(『日本歴史』五六一、一九九五年)は27—16—02の横材木簡は、例えば27—06—02などの大御飯米三斗単位の木上司進上木簡を整理したものとする。

(13) 森 公章「長屋王家木簡三題」(『木簡研究』一八、一九九六年)

(14) 正倉院文書の食口案については西洋子「食口案の復原(1)(2)」(『正倉院文書研究』四・五、一九九六・九七年)参照。また正倉院の食口関係の木簡については杉本一樹氏より多くの御教示を得た。記して謝意

を表したい。平城宮・西隆寺の食口の木簡については、東野治之「正倉院伝世木簡の筆者」（『正倉院文書と木簡の研究』 塙書房、一九七七年、初出一九七六年）参照。